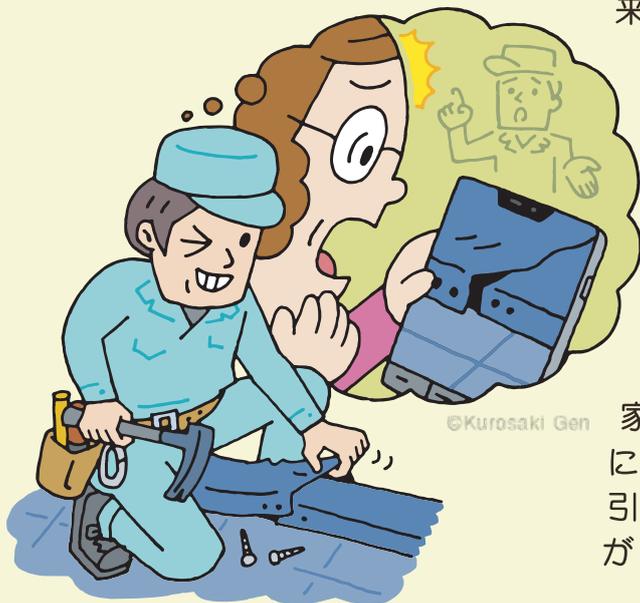


消費生活センターだより

No.39

浦安市消費者生活センター
〒279-8501 浦安市猫実1-1-1
TEL. 047-390-0086
FAX. 047-390-6521見守り
新鮮情報点検中に
屋根を壊された？
点検商法に注意

©Kurosaki Gen

近所で工事しているという事業者が来訪し「お宅の**屋根**がめくれているのが見えた。屋根に登って**点検**する」と言うので依頼した。点検後、**屋根が浮いている写真**を見せられ、そのまましておけないと思い、約30万円の**修理を契約**した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに**確認**してもらおうと「釘を引き抜いたような**新しい傷**がある」と言われた。

(60歳代 女性)

ひとこと助言

慎重にね



見守るくん

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- 点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- 家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど、高齢者の様子に気を配りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

民法改正(成年年齢引き下げ)

2022年4月1日から

成年年齢が18歳

になりました。

- ✓ 親権者の同意なしに契約を結べるようになります。
- ✓ 女性の婚姻開始年齢も18歳に変わりました。
- ✓ 飲酒や喫煙は、引き続き20歳からです。

大人なので契約できます。
大人なので取り消せません。



特に気をつけてほしい契約トラブル

定期購入

動画投稿サイトで、サプリメントが500円という広告を見て、販売サイトで1回限りのつもりで注文した。3週間後にまた商品が届いて、3か月分15,000円の請求書が入っていた。返品を申し出たが、受付けてもらえない…

トラブル防止のポイント

- ✓ 注文前に購入条件などを確認
- ✓ 解約条件や返品特約を確認



美容関連

SNSの広告を見て、二重まぶたの手術のカウンセリングを聞きにクリニックへ行った。50万円のコースを勧められ、そのまま当日に施術を受けた。「痛みも腫れもない」と聞いていたが、腫れも引かず、仕事も休まなくてはならない…

トラブル防止のポイント

- ✓ その場で契約、施術をしない
- ✓ 施術前にリスクなどを確認

消費者月間パネル展を開催しました



毎年5月は、「消費者月間」です。消費者の安全・安心な暮らしのため消費者問題に関する啓発・教育等の関連事業を実施しています。令和4年度は、5月2日(月)から27日(金)まで市役所1階市民ホールにおいて、民法の改正により20歳から18歳へ成人年齢が引き下げられたことの周知や消費者トラブル未然防止のため、消費者月間パネル展を開催しました。

令和
3年度

消費生活センターに寄せられた主な相談内容

順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	教養・娯楽サービス	107	旅行、習い事、資格講座、映画、コンサート、レジャー施設及び出会い系などに関する相談
2	運輸・通信サービス	85	旅客・貨物運送サービス、携帯電話やインターネット通信及び放送などに関する相談
3	教養娯楽品	82	学習教材や印刷物、スポーツ用品、パソコン、カメラ及び楽器などに関する相談
4	被服品	72	和服、洋服、履物、かばんやアクセサリーなど身につけて使用するものなどに関する相談
5	保健衛生品	60	医薬品や医療用具、化粧品及び理美容器具・用具などに関する相談
6	商品一般	56	身に覚えがなく債権の内容も不明確な請求（ハガキによる架空請求を含む）の相談など
6	レンタル・リース・貸借	56	レンタル商品に関する相談やアパート、マンションなどの賃貸借契約に関する相談など
8	食料品	54	肉、魚介、野菜、果物など食材全般、菓子類、酒類、健康食品などに関する相談
9	保健・福祉サービス	51	医療サービス、エステ、社会保険、保育園及び老人福祉サービスなどに関する相談
10	他の役務	50	冠婚葬祭に関する相談や外食・食事宅配などに関する相談

令和3年度に寄せられた相談は、919件で、前年度と比較して185件減少しました。通信販売での定期購入トラブルや偽サイトへアクセスしてしまうトラブル、習い事教室の解約トラブルなどの相談が多くみられました。

●解約したはずのスポーツジムの会費が引き落とされていた。返金してほしい。

未然に防ぐために…

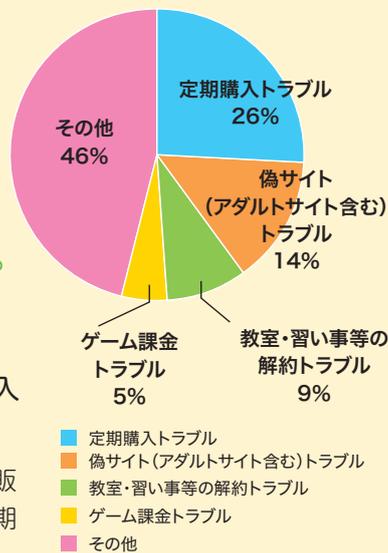
解約ができているかどうか事業者を確認しましょう。通帳は毎月確認しましょう。

●通信販売にてお試して購入したつमりの商品が定期購入条件の商品だった。解約希望。

未然に防ぐために…

通信販売はクーリング・オフ対象外です。購入条件をよく確認してから購入するようにしましょう。

※クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘、キャッチセールスなど不意打ち的な販売方法で消費者が冷静な判断をできないまま交わってしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。



●子どもが親のスマートフォンで限度を超えたゲーム課金をしてしまった。

未然に防ぐために…

ゲームで課金をするときのルールを家庭で話し合しましょう。ペアレンタルコントロールを活用し、保護者のアカウントで子どものアカウントを管理しましょう。

※ペアレンタルコントロール (ペアレンタルロック) とは「親としての制限」という意味で、視聴年齢制限の設定をすることです。未成年に悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト、ゲームソフト、Webサイトなどに子どもがアクセスできないようにするために、パソコン、携帯電話、テレビゲーム機などの情報通信機器を利用する行動を、保護者が監視・制限する取り組みのことです。課金通知メールの設定やパスワード、上限額の設定を確認しましょう。

令和4年度消費者教育講座開催のお知らせ

- 7月6日(水) 忙しくてもスッキリ!らくらく片づけ講座～自宅と実家の整理のコツ～
高洲公民館 14時～
- 8月9日(火) いざという時に役立つ防災術・防災食
中央公民館 14時～

どうしよう? 困ったときは、 「消費者ホットライン」



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

い や や
188にご相談を!

- ◆家の無料点検を受けたら、リフォームを勧められた…
- ◆お試し購入のはずだったのに、2回目、3回目が届いて請求された…
- ◆「必ず儲かる」と誘われたけど、話が違う…



- ◆閉店間近の大手百貨店をかたる偽通販サイトに誘導されて商品を注文してしまった。
- ◆ネットで買い物をしたが、注文確認メールの内容が不審だった。
- ◆サブスク※にお試しで登録したが、解約するのを忘れ請求がきてしまった。

※サブスクとはサブスクリプションの略で、定額料金を定期的に支払うことで一定期間、商品やサービスを利用することができる契約のことです。一般的に解約しない限り支払いが継続されます。

など、

消費者トラブルで困っていることは ありませんか。



そんなときは、浦安市消費生活センターへ
ご相談ください。
専門の相談員がトラブル解消を支援します。

浦安市消費生活センター 浦安市役所10階

相談専用電話：047-390-0030

相談日：月～金（祝日及び振替休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～午後4時